

藤枝市中小企業強靱化支援事業費補助金



藤枝市では、事業継続計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(以下「BCP 等という。」)に基づいて、その実効性向上や災害対応力強化のため必要となる防災設備、機器等を導入する市内中小企業者等に対し、その経費を補助します！

■補助対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者及び中小企業等協同組合法第3条第1号の事業協同組合、同条第1号の2の事業協同小組合又は同条第4号の企業組合であること
 - (2) 藤枝市内に店舗、工場又は事業所を有していること
 - (3) 事業継続計画を策定していること
 - (4) 事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画について経済産業省の認定を受けていること
 - (5) 営業に関して必要な許認可を取得していること
 - (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと
- ※(3)、(4)はいずれかを満たすこと

■補助対象経費

BCP等の実効性向上や災害対策の強化を行っていく上で必要となる、次に掲げる設備等(災害等の発生時以外に専ら使用されるもの及び法令上備え付けることが義務付けられているものを除く。)の導入に要する経費。

- (1) 自家発電装置、蓄電池等
- (2) 緊急地震速報システム及び従業員等の安否確認を行うためのシステム
- (3) 非常時対応のための通信機器等
- (4) データバックアップサーバー、データバックアップシステム
- (5) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等(設置費用を含む)
- (6) 土嚢、止水板、排水ポンプ等
- (7) 感染症対策のための消毒装置等(設置費用を含む)
- (8) 飛沫感染対策のための仕切用アクリル板等(設置費用を含む)
- (9) 従業員の安全確保のために必要となる備蓄品(非常食、簡易トイレ、毛布等)
- (10) その他市長が必要と認めた設備

※消費税、設備等のリース経費・維持管理経費、直接人件費は除く

■補助額

上限50万円(補助対象経費の1/2) ※1事業者につき1回限り

※申請書類等についてはお問合せください。

【問い合わせ先】

藤枝市産業政策課

電話：054-643-3165(平日8:30~17:15)



市ホームページ